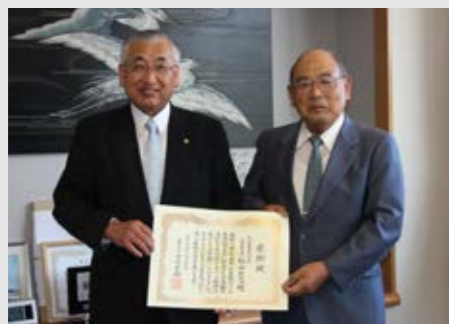


あいの土山マラソン30周年を記念 松山産業株式会社から寄付

毎年、開催されている「あいの土山マラソン」が、今年30周年を迎えることを記念して、土山町の松山産業株式会社から100万円をご寄付いただきました。

7月22日には中嶋市長が同社を訪問し、松山正己代表取締役会長へ感謝状を贈呈しました。

同社は、これまでから土山マラソンに地元企業として協賛され、市のスポーツ振興にご貢献をいただいています。いただいたご浄財は、11月6日に開催される第30回記念大会のために大切にさせていただきます。



▲松山産業株式会社の松山正己会長(右)と中嶋市長

受章おめでとうございます

高齢者叙勲は、年齢が88歳に達した際に、叙勲の要件を満たす功労者の方に授与されるものです。市内で次の2人が受章されました。

高齢者叙勲 瑞宝双光章

黄瀬敏男氏(水口町古城が丘)



昭和23年に奉職され、公立小学校の教諭、教頭、校長として同63年に退職されるまで40年の長きにわたり、小学校教育の発展に尽力されました。職員はもとより、地域や保護者から絶大な信頼を集められました。退職後は保護司として犯罪や非行をした人の更生保護に貢献されました。

高齢者叙勲 瑞宝双光章

徳地行雄氏(水口町泉)



昭和21年に奉職され、同40年から地域にとって身近な特定郵便局である水口北脇郵便局長として平成3年に退職されるまで、45年の長きにわたり職務に精励されました。自ら地域住民に溶け込み、親しみやすい郵便局づくりを行うなど郵政事業の発展に貢献されました。



柏木小学校交通安全マップづくり

市は「セーフコミュニティ」の国際認証都市として、市民、地域、関係機関等の連携により、事故やけがを効果的に予防し、安心安全なまちをつくる取り組みを推進しています。

夏休み前の7月13日、柏木小学校で交通安全マップづくりが実施されました。

マップづくりは、「セーフコミュニティ子どもの安全対策委員会」が進めている取り組みの一つです。

柏木小学校では、スクールガードや子ども安全リーダー、自治振興会などの協力を得て、5・6年生の児童らが通学班ごとに通学路の危険箇所を確認した後、「車がスピードを出してくる」「中学生の通学自転車が多い」など意見を出し合いながら、地図にコメントを貼っていきました。

また、下級生にも危険箇所を伝え、今後の安全な通学に活用していくため、完成したマップは校内に提示されました。

問い合わせ

・セーフコミュニティについて 危機管理課 ☎62-1805/☎63-4619
・子どもの安全対策委員会について 教育総務課 ☎86-8152/☎86-8380



▲マップづくりの説明を行う委員会メンバー



▲通学路の危険箇所を確認し合う児童ら

7月1日 から 甲賀市地域産業振興基本条例を施行

市では、活力ある地域社会を実現するため、甲賀市地域産業振興基本条例を制定しました。この条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示すとともに、産業に携わる者の役割を明らかにし、持続的・体系的な施策の展開や課題の解決を図っていくための指針となるものです。

制定にあたっては、市内の商工業、農林業、観光業、地場産業、NPO団体などの各団体代表者や学識経験者などにより基本条例案の研究が進められました。

今後、市では、本条例に基づき、地域の産業に携わる多彩な担い手や市民と一体となって産業振興に取り組んでいきます。

条例の本文は、市ホームページでご覧いただけます。



問い合わせ

商工政策課 商工業振興係 ☎65-0709/☎63-4087

地域経済発展と 市民生活向上のために

甲賀市地域産業振興基本条例策定研究会
副委員長 山本 善浩



甲賀市は新名神高速道路の開通により、交通や流通の利便性がよい地域ではありますが、将来にわたって地域を守り、支えていくためには、官民連携した地域産業の振興と人材育成が必要不可欠です。そこで、市内各種団体などで組織した研究会では、甲賀市地域産業振興基本条例制定に向け、各産業の振興計画や経済環境と今後の動向について認識を共有し、地域経済発展と市民生活向上のため議論を重ねてまいりました。

6月の甲賀市議会において、本条例案が承認されたことにより、6次産業化や農商工連携を切札に、各産業が連携、協働し、地域産業が活性化することで、甲賀市にとって有意義なものになると期待しています。

高齢者や障がい者の方に バスの無料乗車券交付

市コミュニティバス無料乗車券交付制度

市では高齢者の方や障がい者の方の移動支援を目的として、市コミュニティバス無料乗車券交付事業を実施しています。

対象者
市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方
① 80歳以上の高齢者の方
② 身体障害者手帳1〜3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳特別項症、第3項症の手帳をお持ちの方

申請・交付窓口
次の各窓口で申請・交付を行います。
公共交通推進室、障がい福祉課(障がい者受付のみ)、長寿福祉課(高齢者受付のみ)、市民窓口センター、23地域市民センター

持ち物
申請には、次の書類を提示する必要があります。
■ 本人の住所・氏名・年齢が確認できる書類(高齢者の方)
■ 各種手帳等(障がい者の方)
※申請の際に、本人確認ができる書類を提示できない場合、交付を行うことができませんので、ご注意ください。

☎95-0972 / ☎63-4554
公共交通推進室

▲無料乗車券